

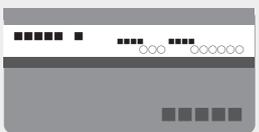
# 故人の遺志を明日へ、 私たちにできること

預貯金の名義変更、保険金の受取り、有価証券等の名義変更等

故人の財産を引き継ぐには、相続人の確定が必要です



## 故人の財産



預貯金の名義変更



保険金の受け取り



有価証券等の名義変更

遺言書がない場合、原則、民法で定められた法定相続人が故人の財産を相続します。当法人では、相続人に代わって、故人の住民票および出生から亡くなるまでの戸籍謄本等、並びに法定相続人と思われる方の戸籍謄本等を取得し相続人関係図を作成いたします。

※当サービスは現在戸籍に記載されている範囲で法定相続人になる方を調査するものであり、胎児については調査対象外となります。

## 料金プラン

申込書を入力されましたら、必要事項をご記入ください。基本プランは料金前払い制です。ご郵送いただいた申込書およびご入金の確認ができましたら取得代行を開始いたします。申込書につきましては、このチラシをお受取りになりました金融機関にお問い合わせいただくか、当法人のサイトまたはお電話にてご請求ください。

申込書等にご記入

ご入金  
投函

取得代行  
開始

納品

### 戸籍謄本等の取得

戸籍謄本等 **4通** まで 《基本プラン》… **29,800**円(税込)  
(料金前払い制)

住民票 + 戸籍謄本 + 戸籍謄本 + 戸籍附票 → 相続人関係図

※相続人関係図は取得できた戸籍謄本等の範囲内での作成となります。

上記プランでも法定相続人が確定しない場合は **5通目以降**が必要になります。

上記の **基本プラン** + 戸籍謄本等 …… **1通ごと + 6,800**円/通(税込)

## オプションプラン

相続手続きが2機関以上あるお客様へ

### 法定相続情報証明制度申請代行サービス

銀行以外でも  
相続手続きが  
あるんだけど  
なあ……



全国の登記所(法務局)への  
申請から受領まで一切の業務を承ります

定額料金のため実費(郵送代など)、相続人数や相続関係による追加料金などは発生いたしません。

オプション料金 **15,000**円(税込)

こちらのオプションサービスは相続時戸籍取得代行サービスをご利用いただいた方を対象としたサービスです。

